

令和5年度 第1回新宿区国民健康保険運営協議会

審議事項資料

1. 国民健康保険料の産前産後期間の免除措置について（条例改正、規則改正）
2. 地方税法等の一部を改正する法律の公布に伴う地方税法の引用条項の変更に対する対応について（条例改正）

令和5年8月26日
新宿区健康部医療保険年金課

1.【諮問事項】国民健康保険料の産前産後期間の免除措置について

子育て世帯の負担軽減、次世代育成支援等の観点から、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和5年法律第31号）、それに伴う関係政令の整備に関する政省令が公布され、国民健康保険制度においても出産する被保険者に係る産前産後期間の所得割保険料及び均等割保険料の免除規定が創設される。

これに伴い、新宿区国民健康保険条例及び条例施行規則を一部改正し、新たに『産前産後期間の保険料免除に係る規定』を新設する。なお、令和6年1月を施行予定とする。

【対象】

出産する被保険者

※令和4年度出産育児一時金の支給件数：322件

令和5年度の支給件数の見込数：365件

【免除措置】

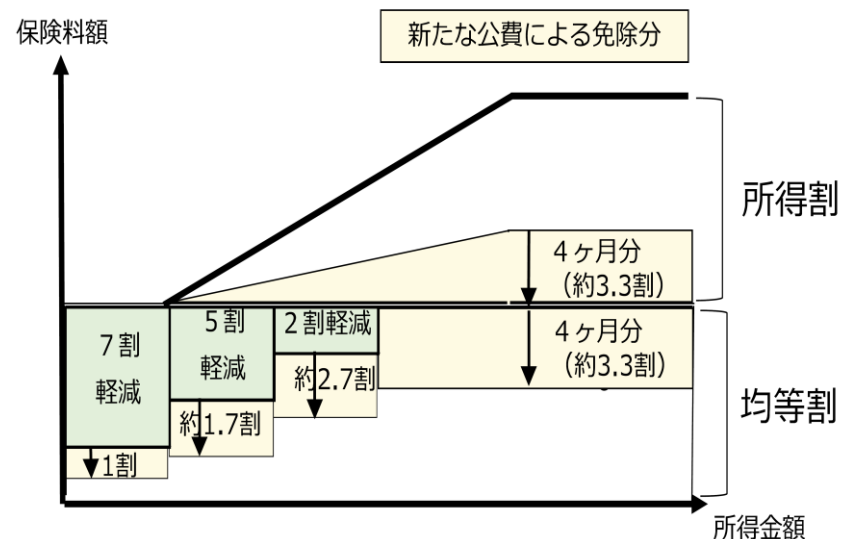
原則世帯主からの届出により、出産予定月の前月（多胎妊娠の場合は三月前）から出産予定月の翌々月までの期間に係る出産する被保険者の所得割額及び均等割額が免除される。

※令和5年度は、令和6年1~3月分が免除対象。

【国・地方の財政負担割合※法定繰入金的位置付け】

国 1/2 東京都 1/4 新宿区 1/4

【イメージ：賦課方法が2方式（均等割、所得割）の場合】



【出典：令和4年度第3回東京都国民健康保険運営協議会資料】

※産前産後期間の免除分は、保険料を12か月納付として免除分の割合を算定（ex.3.3割（4か月分） $\div 10 \times 4/12$ ）。

2.【諮問事項】地方税法等の一部を改正する法律の公布に伴う地方税法の引用条項の変更に対する対応について

地方税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第1号）が公布され、令和6年1月1日から施行されることに伴い、国民健康保険料の所得割額の算定にあたり引用する地方税法の条項（附則第35条の2の6）に変更が生じることから、新宿区国民健康保険条例の関係規定を改め、同法の改正に対応する。

【対象条項】

- ①新宿区国民健康保険条例第15条第1項（一般被保険者に係る基礎賦課額の所得割額の算定）
- ②新宿区国民健康保険条例第19条の2第1項第1号（低所得者の保険料の減額）

【改正内容】

対象条項の文中で引用する地方税法附則第35条の2の6の各項を次のとおり改める。

新	旧
「同法附則第35条の2の6第 <u>8</u> 項又は第 <u>11</u> 項」	「同法附則第35条の2の6第 <u>11</u> 項又は第 <u>15</u> 項」
「同法附則第35条の2の6第 <u>11</u> 項」	「同法附則第35条の2の6第 <u>15</u> 項」